

令和5年（2023年）12月1日

生活介護事業所
事業所管理者 各位

姫路市健康福祉局福祉総務部
監査指導課長

人員基準上の医師配置について（通知）

平素は、本市障害福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当課では令和5年9月26日から令和5年11月30日までの間、ウェブによる動画視聴・資料閲覧形式にて令和5年度の集団指導を実施しました。

集団指導では、生活介護事業所における人員基準上の医師配置に関する考え方について、令和6年度（令和6年4月1日）より、別記のとおり取り扱う旨お知らせしましたが、改めて通知いたします。

該当する事業所においては、体制の整備等を令和5年度末（令和6年3月末）までに行っていただきますようお願いいたします。

【連絡先】

姫路市健康福祉局福祉総務部
監査指導課（障害指定担当）
電話：079-221-2497
FAX：079-221-2487

記

1 内容

生活介護事業所又は生活介護を行う障害者支援施設における人員基準上の医師配置について、どの程度の勤務実態をもって医師を配置していると判断されるかの基準を「医師が健康管理や相談、診療等のため毎月1回以上の勤務を行っていること。」とする。

2 取り扱い開始時期

令和6年度（令和6年4月1日）以降

3 医師配置上の注意点

- (1) 雇用契約又は嘱託医契約を締結し、出勤簿等で出勤したことが分かるようにすること。

（協力医療機関としての巡回等では配置としてみなすことはできません。）

- (2) 医師による日常生活上の健康管理及び療養上の指導とは、利用者の健康管理の他、事業所内の感染症対策をはじめとした衛生面の管理状況のチェック、改善指導等も含む。

- (3) 医師による日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行った記録を残すこと。

4 医師未配置と判断される一例

- (1) 医師を配置せず、診療や健康診断のために協力医療機関へ利用者を連れていく。
- (2) 医師が年に数回、健康診断や予防接種のために来所し、診療等を行う。
- (3) 嘱託医契約はあるものの、毎月は勤務実態がない等。

5 医師を配置しない取り扱いができる場合と減算について

看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取り扱いができることとし、その場合にあっては所定単位数を減算する。（医師未配置減算に該当）

6 報酬算定に関する届出について

上記1の対応を取ることができず、5の対応を取る場合は、医師未配置減算に該当するため、姫路市に届け出る必要があります。未届けの事業所においては、令和6年3月31日までに介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書一式を提出すること。

以上